



平成29年11月号(第121号)
(平成29年11月30日配信)
市民文化局地域安全推進課

メールニュースかわさき 防犯・交通安全情報

利用登録された皆様へ

ご登録ありがとうございます。

平成20年1月から、市内の防犯・交通安全情報の配信を始めました。

市内における犯罪や交通事故の発生状況などをお知らせし、皆様の防犯・交通安全対策の一助となるよう内容の充実に努めて参りますのでよろしくお願い致します。



防犯情報

● 川崎市内の犯罪発生状況(平成29年10月末 刑法犯認知件数)

区別	認知件数 (H29.10月末)	前年同期比(件)	増減率(%)
川崎区	1,857	-203	-9.9
幸区	902	-131	-12.7
中原区	1,271	-99	-7.2
高津区	902	-65	-6.7
宮前区	744	+4	+0.5
多摩区	905	-64	-6.6
麻生区	492	-18	-3.5
総計	7,073	-576	-7.5

*署管内数値の合計です。

(数値は暫定値)

【概要】

川崎市内における平成29年10月末現在の刑法犯認知件数は、
7,073件、前年同期比 -576件 (-7.5%)
と減少しています。

主な犯罪で減少したのは、

自転車盗	(2,408件、前年同期比	-323件)
万引き	(675件、前年同期比	-136件)
器物損壊	(263件、前年同期比	-71件)
オートバイ盗	(254件、前年同期比	-71件)

などで、増加したのは、

振り込め詐欺	(265件、前年同期比	+125件)
部品盗	(230件、前年同期比	+49件)
ひったくり	(79件、前年同期比	+32件)
出店荒し	(116件、前年同期比	+32件)

などです。

(数値は暫定値)

県内の犯罪発生状況（平成29年10月末現在の刑法犯認知件数）

	認知件数 (H29. 10月末)	前年同期比(件)	増減率(%)
神奈川県	45,036	-3,203	-6.6

*数値は暫定値です。

【概要】

神奈川県内における平成29年10月末現在の刑法犯認知件数は、45,036件、前年同期比-3,203件（-6.6%）と減少しました。

主な犯罪で減少したのは、

自転車盗	(10,920件、前年同期比-2,386件)
万引き	(5,020件、前年同期比-740件)
車上ねらい	(1,773件、前年同期比-370件)
オートバイ盗	(2,341件、前年同期比-179件)
自販機ねらい	(271件、前年同期比-143件)

などで、増加したのは、

振り込め詐欺	(1,747件、前年同期比+780件)
部品ねらい	(2,019件、前年同期比+302件)
出店荒し	(895件、前年同期比+253件)
事務所荒し	(389件、前年同期比+144件)
空き巣	(1,390件、前年同期比+91件)

などです。

(数値は暫定値)

● 防犯対策について

川崎市内の「自転車盗」の被害は今年10月末までに
2,408件（前年同期比-323件、-11.8%）

「オートバイ盗」は
254件（前年同期比-71件、-21.8%）

です。

二つの罪種の合計は、全体(7,073件)の約37.6%
を占めています。



～被害防止のポイント～

- 自転車・オートバイは、駐輪場など決められた場所に止めましょう。
- ワイヤ錠やU字ロックなどで二重に鍵を掛けましょう。
- 自転車は防犯登録をしましょう。
盗難にあった場合に早期発見に役立ちます。
(自転車を購入した販売店で登録できます。)

《現在、息子(孫)を名乗る詐欺が発生中！ご注意を！》

- 「携帯電話番号が変わった」(アポ電)
- 「カバンをなくした」「今すぐ現金が必要だ」

「代わりの者が取りに行く」と言う電話は詐欺！警察に連絡を！

平成29年10月末現在(暫定値)

	被害件数	被害額
神奈川県	1,747件	約33億3,849万円
川崎市内	265件	約3億7,642万円

《最近の情勢》

10月中の1ヶ月間の県内における認知件数は237件、市内における認知件数は30件でした。昨年からの主な手口は、銀行協会を装い、銀行口座が振り込め詐欺に使われているなどとして、キャッシュカードを受け取りに来たり、区役所等の職員を装い、医療保険や年金の還付金があると騙り、ATM機から入金させるというものです。

「留守番電話」の設定をして、不審な電話には出ないようして下さい。
(犯人は、自分の声が録音されるのを嫌がります。)



※「還付金を名目としただましの電話にご注意を！」

川崎市内で、市役所や区役所の職員を装った者から、「医療費の払い戻しがあります。近くのATMで手続きできますので、携帯電話を持って行ってください。」などと還付金等詐欺の電話が多数かけられています。

「市役所等では、ATMでの手続きをお願いすることはありません。」

「ATMを操作して、還付金を受け取ることはできません。」

このような不審な電話には十分注意してください。

《空き巣被害増加中です。ご注意を！》

昨年1年間の川崎市内における「空き巣」の認知件数は、

313件（前年対比+50件）

と増加しました。

本年10月末現在では、

193件（前年同期比-38件）

と減少しています。

侵入窃盗のうち、「空き巣」の占める割合が最も多くなっていますので、**油断は禁物**です。

また、「**ダンス預金**」は、空き巣や振り込め詐欺の被害に遭う危険があります。多額の現金を自宅に保管しないようにして下さい。



～被害防止のポイント～

- 戸締まりをしっかりと！
ごみ出しなど、少しの時間でも必ず戸締まりをしましょう。
- 防犯対策をしましょう！
窓ガラスを割って侵入する手口が目立っています。
サッシに補助錠を付れたり、防犯ガラスや防犯フィルムを活用しましょう。
- 留守だと悟られない工夫をしましょう！
郵便受けに新聞や郵便物を溜めないようにしましょう。

【防犯診断を受けてみませんか？】

川崎市では、家庭の防犯対策・防犯意識の向上を図るため、安全・安心まちづくり対策員(警察官OBの経験、知識豊かな職員)が、予約を受けて一戸建て住宅やマンション、アパートなどの共同住宅を訪問し、建物の構造や防犯設備等の状況を診断して、防犯上の指導やアドバイスをを行っています。

診断は無料です。ぜひご利用ください。

- 問い合わせ先 **市民文化局地域安全推進課**
044-200-2284、2285

ひったくり発生中です。ご注意を!!

平成 29 年 10 月末現在

県内 265 件（前年比 -61 件 -18.7%）

市内 79 件（前年比 +32 件 +68.1%）



「まさか自分が・・・」、ひったくり被害に遭われた方のほとんどが話しています。

被害者は、ほとんどが女性で、必ずしも、高齢者ばかりでなく、勤め先や学校から帰宅途中の若い女性も被害に遭っています。

「自分も狙われている。」といった意識を持って、ちょっとした防犯対策を実践することにより、被害に遭遇する可能性が低くなります。

－防犯のポイント－

- ・ バッグ等は車道と**反対側**に持つ
- ・ 遠回りでも**明るく広い道**を利用する
- ・ 自転車の前カゴには**防犯ネット**をつける
- ・ 後方から近づいてくるオートバイ等には注意を払うなど、**常に警戒心**を持つ
- ・ 歩きながらの**携帯メール**や**イヤホン**等は、**やめる**



《痴漢にご注意！》

- 「イヤホン」や「歩きスマホ」はやめましょう！

夜間、帰宅途中の女性に対する痴漢（わいせつ犯罪）が発生しています。特に、「イヤホン」や「歩きスマホ」の女性が狙われるケースが目立っています。やむを得ず一人で帰宅する際には、防犯ブザーを手にして歩くなど、警戒を強めて下さい。

川崎市内・神奈川県内の交通事故発生状況 (平成29年1～10月末)

注意：事故多発！

速報値

区	件数	前年比	死者数	前年比	負傷者数	前年比
川崎区	599	+84	5	+2	690	+93
幸区	344	+4	3	+2	403	+2
中原区	310	+37	2	±0	344	+41
高津区	371	-38	3	±0	433	-45
宮前区	498	+121	3	+2	557	+125
多摩区	444	+23	1	-1	502	+16
麻生区	358	+61	1	±0	414	+77
市内合計	2,924	+292	18	+5	3,343	+309
県内合計	23,421	+1,307	113	+7	27,716	+1,290

- 川崎市内で平成29年10月末までに発生した人身交通事故は、2,924件(前年同期比+292件)、怪我をされた方は3,343人(+309人)です。
- 交通事故により亡くなられた方は
県内では113人(前年同期比+7人)、うち川崎市内は18人(+5人)です。

【川崎市内で発生した交通死亡事故の状況：多発注意】

- ★ 10月2日 幸区下平間の交差点 貨物自動車×オートバイの事故
- ★ 10月10日 麻生区千代ヶ丘の道路 乗用車×歩行者の事故
- ★ 10月23日 高津区千年の道路 貨物自動車×自転車の事故
- ★ 10月27日 川崎区南町の交差点 乗用車×自転車の事故
- ★ 10月31日 幸区南加瀬の道路 乗用車×歩行者の事故

本年、市内の交通事故で亡くなった方は、二輪車6人、自転車6人、歩行者5人、乗用車1人となっています。自転車や二輪車の方は、事故の際には身体に直接衝撃を受けることとなってしまいます。自転車の方についてはヘルメット、オートバイの方は更にプロテクターやパット付スーツ等を着用し、我が身を守りましょう。

交通事故は、みんなの笑顔を奪ってしまいます！

一人ひとりが交通ルールを守り

交通事故のない、安全・安心な街かわさきを目指しましょう！

交通事故防止運動！

飲酒運転根絶運動

12月1日(金)から31日(日)までの1か月間



スローガン

乗る人に
飲ませるあなたも
犯罪者

年末の交通事故防止運動

12月11日(月)から20日(水)までの10日間



スローガン

無事故で年末
笑顔で新年

年末は交通事故が多発する傾向があります。

一人ひとりが、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

自転車の事故防止と保険

自転車は車両です！

～ 自転車安全利用五則を守りましょう ～

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう！

昨今、全国的に自転車事故による高額賠償事例が増加しています。

事故を起こさないことやルールを守ることはもちろんですが、万が一の事故に備えて、自転車事故を補償する保険に加入することをお勧めします。

自転車事故を補償する保険

種類	対象	事故の相手		自分	取扱い
		生命・身体	財産	生命・身体	
個人賠償責任保険		○	○	×	損害保険各社など
傷害保険		×	×	○	
T Sマーク付帯保険		○	×	○	自転車安全整備店

上記は一例です。『□□自転車保険』というものでなくても、自転車事故を補償する保険はあります。【例：自動車の任意保険や傷害保険の特約など】

特約で追加しますと、新たに保険商品を購入するより安価で加入でき、契約後でも特約を追加できる保険もあります。ぜひ一度既加入の保険を確認していただき、「自転車事故を補償する保険」に加入しましょう！

自転車はバスやトラックに注意！ (すり抜けは危険)

》》》 との付き合い方

自転車とともに私たちの生活に欠かせない路線バスには、子どもからお年寄りまで様々な人が乗り合わせています。普段は自転車に乗っていても、体調を崩したりケガをしたときにお世話になった経験がある人も多いでしょう。路線バスを見たら何十人もの歩行者と同じだと考え、保護しないとけません。


1 離れて走る

大型車には多くの死角（運転手から見えない範囲）があります。こうした場所は見落とされて**危険**ですから、大型車からは離れて走りましょう。



2 左から追い抜かない



自転車は車両ですから、路線バスの乗降者（歩行者）を保護する義務があります。バスの左側や歩道に入ってはけません。⇒  も参照

■ = 運転席から見える
■ = 運転席から見えない（死角）

3 飛び出さない

路線バスにはお年寄りや身体の不自由な人も乗っており、急ブレーキや急ハンドルは何十人もの乗客の**事故**につながります。



監修 稲見 正博（路線バス運転手）

コラム 1 シェア・ザ・ロード（車道を共用する車両の心得） ⑧

出典：持続可能な地域交通を考える会 自転車ルール教本

高齢運転者の方へ

運転免許証の自主返納制度の活用を



こんなときは、自主返納の検討を

- ◎ 運転をする必要がなくなった
- ◎ 加齢に伴う機能の低下により、運転に不安を感じる
- ◎ 交通事故を心配する家族から返納を進められた

神奈川県警では、運転免許証を自主的に返納して、運転経歴証明書の交付を受け、この証明書を提示すると特典が受けられるサービスを実施しています。詳しくは、神奈川県警察のホームページでご確認ください。

御存じですか？ 運転適性相談

認知機能や身体機能の低下により、車に不安を感じている方や、そのご家族を対象に、安全運転の継続に必要な助言・指導や今後の運転免許の継続についての相談業務を実施しています。

まずは、運転免許試験場またはもよりの警察署まで、ご連絡下さい。



※ 受付時間 平日午前8時30分～午後4時まで

運転免許試験場 電話045-365-3111【代表】

高齢ドライバー 無事故で過ごす 5つの心掛け!

1 乗る前に 今日の自分は だいじょうぶ?

体調が優れない時は、車の運転を控えましょう。



2 足元の ペダル確認 発車オーライ

アクセル、ブレーキの位置を確認してから、ゆっくりと発進しましょう。

3 5km/h減 反応時間を カバーする

スピードを控えめに、ゆとりをもった運転をしましょう。



4 まず止まる それから確認 右左

慣れた道こそ、一時停止と安全確認を確実にいきましょう。



5 経験を 「油断」 に変えない 心掛け

ベテランドライバーとして、手本を示しましょう。

身体機能に
応じた運転
を心掛けな
きゃね!



「5つの心掛け」は、指定自動車
教習所の職員が作った標語の優秀
作品を集めたものです!



皆さんの運転がゆかですか?

ご家族も皆さんに無事故で運転して欲しいと願っています!

「5つの心掛け」を忘れず、無事故を目指しましょう!



二輪車の方はプロテクターを！

市内（平成29年10月末）二輪運転中の死亡事故6件

交通事故を起こさない、交通事故に遭わないようにするため、交通ルール・マナーを遵守することは非常に大事なことです。

しかし、交通事故は日々発生しているのが現実ですので、「明日自分が交通事故の当事者になってしまうかも…」という可能性は否めません。

そこで、万が一の事故に備えるため、次のことを実践しましょう。

プロテクターを着装しましょう。

二輪車死亡事故の負傷部位をみますと、そのほとんどが**頭部と胸部**です。

頭部はヘルメットで一定の保護はされていますが、胸部は無防備な人が多いのが現状です。

【 二輪車用プロテクターの一例 ⇒ 】



交差点での事故に注意！

二輪車は、車よりも小さいため、車と並んで走っていても距離が遠くに感じることがあります。

ドライバーの方は特性を理解し、安全を確認しましょう。特に、**交差点での右折と直進の事故**に気をつけましょう。

また、オートバイが車に追突、壁に衝突するなどの事故も発生していますので、**速度を控えめにし**安全運転に努めましょう。



ハイビームを正しく使って事故防止！



CAUTION!

前照灯は

ハイビームが

基本です！！

道路交通法では通常走行時の前照灯はハイビームが基本で、対向車や前走車がいる場合は、すれ違い用前照灯(ロービーム)に切り替えるよう定めています。

つまり、対向車や前走車の眩惑などを防止する場合などのほかは、ハイビームで走行することが基本となります。

照射距離は…

ハイビーム⇒100メートル

ロービーム⇒40メートル



ロービームですと前方40メートルとなり、ハイビームの半分以下の距離しか照らすことができません。

照らす距離の差は、道路上の障害物や何らかの危険を発見する早さの違いに直結します。また、歩行者も車の接近に早く気が付くことができるメリットがあります。

明るく対向車が多い市街地では、状況に応じてロービームに切り替えるなど、前照灯を正しく使用して、交通事故を防止しましょう！！

速度を落として運転することも忘れずに！



夕暮れ・夜間は要注意!

こんな危険が!!

暗いため、昼間に比べて、いろいろなものが見えづらくなるので「見落とし」が起こりやすくなります。

また、速度感覚は、「景色の流れ方」と深く関係しているため、昼間より速度が出ていても気づきにくくなります。



反射材を着用しましょう!



こんなにも見え方が違います!

実際に道路を歩いている場面で想像すると… (>.<)

★ たとえ一瞬でも、車から早く発見されることで、事故の危険を未然に回避したり、万一事故になった場合にも怪我の程度が軽く済むことが期待できます。

今の時期は夜の時間が長いので、外出の際はぜひ反射材を活用してください!!



車・自転車の方は…

早めのライト点灯を!



★ 早めのライト点灯により、運転に必要な情報を見落とす危険を低減させることができます。また、自己の車両の存在を周囲に知らせることができるので、事故の未然防止にも役立ちます。

●川崎市交通事故相談所

自分がいくら注意していても、交通事故に遭わないという保証はありません。不幸にして交通事故に巻き込まれますと、思いがけない出費や相手方との示談交渉など、いろいろ面倒なことに追われる一方で、基礎的な法律知識などがないために、不利な条件で解決を強いられることも少なくないようです。

市では、高津区役所内に交通事故相談所を常設し、**専門の相談員が交通事故に関する相談に応じています。**

相談は無料です。電話での相談も受け付けています。

相談窓口等

- 相談所の所在地
高津区役所（地域振興課内）… 高津区下作延 2-8-1
- 電話番号
044-861-3141
- 相談日・・・（専門の相談員が対応～予約不要）
月曜日から金曜日までの毎日（休日、12/29～1/3を除く）
- 受付時間
午前10時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで
～ 専門相談員による交通事故相談所のホームページ ～
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044898.html>



《弁護士による交通事故相談（無料）も実施しています！》

- 相談所の所在地
中原区役所（地域振興課内）・・・中原区小杉町 3-2-45
- 相談日（予約制）
毎月第3火曜日（祝日を除く）午後1時から午後4時まで
（1人30分以内、6人まで）
- 予約方法
電話予約となります。（サンキューコールかわさき）
電話 044-200-3939（先着順）

【掲載担当：川崎市 市民文化局 地域安全推進課 交通安全係】